

令和5年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	西 川 雪 秀
住 民 課 長	宮 川 雅 人
健 康 介 護 課 長	田 島 明
建 設 課 長	後 藤 英 司
水 道 課 長	松 本 好 春
郡教委学校教育課長	宮 川 浩 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第3号）

令和5年9月14日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第49号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第50号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第51号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の締結について
- 日程第4 第52号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 第53号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 第54号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 第55号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 第56号議案 令和4年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第57号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第58号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第59号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第60号議案 令和4年度笠松町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 第61号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計決算認定について

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 第49号議案から日程第13 第61号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第49号議案から日程第13、第61号議案までの13議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第49号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この件に関しては、一般質問もやりましたし、反対するわけでも何でもないんですが、ただ町民に対しての周知をやったりやっていたきたいんですけども、その際に、笠松町が今まで水道料金は非常に安かったということも訴えていただきながら、それでもって値上げをさせていただくということなんですけども、そういうことを分かりやすく町民の方々に周知をしていただかないと、今これだけ物価が上がっている中で、また水道料金も上げる、次の下水道料金も2年後には上がるということで、町民から笠松町の財政の厳しいところが変に不安を持たれるといけませんので、そういったことを注意をしながら広報していただいて、それも分かりやすくお願いしたいと思います。町長の考えをちょっと教えてください。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん町民の皆さんに応分の負担をいただくわけですので、丁寧に、分かりやすいという点につきましては、文書で文字だけだと、なかなか皆さん目を通していただけないので、グラフとか表とかイラスト等を使いながら、これまでの経緯、そしてなぜ今回値上げが必要になってきたかということも丁寧に分かりやすく、広報とか、あるいはホームページでもLINEからリンクを貼るとか、この時期についてはまた担当のほうでしかるべき時期に行いますが、内容のほうは今申し上げたように、あまねく、また誤解のないようにしっかりと伝えていくことが必要だというふうには認識しています。

○7番（伏屋隆男君） 結構です。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） この49号議案、長年、水道料金も近隣では特に安かったというようなことは聞いておりましたが、今伏屋議員言われたように、本当にやっぱり町民の方が、今の時代、またいいのか、いいのか、値上げということは、大変それしか頭へ浮かんでこんといますので、今町長さんも言われたように分かりやすくやってもらおうと。

とにかく9,000世帯、水なしでは生活できませんし、水道部のほうにも言っておきますけれども、近隣、最近では本当に給水車が出て、大きな災害に遭うと大変水が困るということを聞いておりますので、今PFASの問題もあるし、これからまだまだ水のことにしましては町民の方も神経をとがらせていると思いますので、大体年内ぐらい、3月までというわけにはいきませんので、何月頃までに周知を、大体のあれですが、11月か12月議会が終わるまでぐらいには町民には周知していただけたらええかなあと。

それから、来年度の予算ももちろん入ってきますので、そんなふうで日にちはあれですが、大体12月の初旬か下旬までぐらいには周知していただきたいと思いますが、そこら辺のことを水道部のほうとまた役場の執行部のほうと相談していただきますが、どんなことを、一度だけちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、お答えいたします。

水道料金改定の周知につきましては、まずもって班回覧で、先ほど町長申しましたように、丁寧に分かりやすく、どなたが見ても理解していただけるような形を取らせていただくような文書を配りまして、媒体につきましては様々な媒体を使いまして、議員おっしゃられるように12月末ぐらいまでをめどに周知させていただきまして、それ以降につきましても検針等がございますので、その際にも各一戸一戸のお宅にチラシ等をお配りしまして、御質問があった場合の御説明に対しましても丁寧な対応をしていきたいと考えておりますので、まずもっては12月をめどにやらせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） 今、建設部長のほうからお話あったように分かりました。

我々議会10人の議員が、やはりこの今の水道事業、またこの後の下水も一緒ですが、本当に緊迫しておるような状態ですので、そこら辺は議員の皆さん方が、僕のほうからも頼んでおきますけれども、やはり値上げの、どうして値上げになるかということも必ず我々議員も勉強して進まなきゃいかんと思いますので、ただ、私は議会で否決できななんだで賛成しました、それだけでは駄目ですので、いかにこの水道事業がしっかり前へ進むには、やっぱり議員10人が一

丸となって進みたいと、私は議員の立場として思っておりますので、また執行部等も水道部のほうともよく共有して、議員の皆さん方にもお願いしていきますし、また執行部のほう、職員の方にもなぜということを必ず認識して物事を進めたいと思いますので、それは自分の心ですので、またよろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） 以前からお願いをしてきたことなんですけれども、下水道料金と上水道料金というのは二月に 1 回ということになっています。この 2 か月ごとに水道料金 2 か月分と下水道料金 2 か月分が、言ってみれば 4 か月分一遍にということになります。

値上がりすると、やっぱり 4 倍の料金が一気にそこに来るということは、非常に値上げ感というのは強く感じられてしまうというふうに思うんですね。なのでこれを毎月にしていただだけで、大分値上げしたという感覚が低くというか、和らぐというふうに私は考えます。

勉強会のときにもお聞きしましたが、事務の広域化というお話もあると思います。いろいろ調整しなきゃいけないことはたくさんあると思いますが、逆に言うと、笠松町では値上げを機に毎月化したら非常によかったと、住民の受けが、というふうにもしなっていたら、広域化のときにそういうふうに皆さんと一緒に歩調をそっちにそろえていただくということの先例事例として、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

隔月と毎月というような話、町民の皆様の感情的なものもございますし、今、岐阜県下でいきますと、先日もお話しさせていただきましたが、郡上市が岐阜県内ではやっておるような話は聞いておりますし、先ほど議員がおっしゃられましたように、広域化というような今後の考えもございますので、一度調査・研究をさせていただきまして、よりよい方法を模索しながら前に進んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

住民の方の負担感を少しでも減らしていただくということで、ぜひとも一生懸命考えて、そんなふうにしていただけるとありがたいなあと思います。

今月 2 か月分を払ったので来月残しておいて次の月って、毎日の生活をしておると、それなかなか難しいもんであります。ぜひともそういう形で考えていただけるとありがたいなあというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

第51号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の締結についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

第52号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7 番 伏屋隆男議員。

○7 番（伏屋隆男君） 14ページの歳入なんですけど、14ページと15ページになるんですけども、まず地方交付税が1億1,200万円に増額をされてくるようなんですけども、この大きな金額に変わったという主な理由ですね、これどういうことでこんなに増えてきたのかということをお聞きしたいのと、これが国からもらえるわけなんですけれども、今後も継続してこのような金額がもらえるのかどうかということをお聞きしたいのと、15ページの繰越金なんですけれども、総額で今回補正2億8,800万円強なんですけど、4億6,200万円なんですけれども、令和4年度の決算を見ますと繰越金は4億8,700万円ということで、約2,500万円弱の差があるんですけども、これはどういったことなのかということをお説明いただきたいのと、その次に、今度は歳出なんですけれども、19ページ、衛生費の保健衛生費の7目 福祉健康センター費で設計委託料が350万ほどなんですけれども、これエアコンが壊れたということで、その修理をしないかんということでの設計費だという話を聞いたんですけども、説明を聞いたときに、何かガスでやっていて、そのガスの部品がないので長くかかるみたいな話があったんですけど、これ設計費だけなんですよね、350万円というのは。

ガスから電気に替えるということは考えられなかったのか、今電気代が高騰していますし、同じようにガス代も上がっているわけなんですけれども、それであそこの施設全部賄おうとすると、かなりの大きな工事になると思いますけれども、その辺で、電気だったらそんなに、工事をやれば、集中管理でいけば長くなりますけれども、今集中管理じゃなくて個別対応といいますか、各部屋ごとでやったほうが省エネになるんじゃないかなということで、その方向で今進んでおるようなふうに私は思いますが、その辺も含めたことの検討はされたのかどうか、その辺ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

というのは、設計費だけでこれだけで、工事費はまたというか、材料代はまた別になるわけですね。そうすると、もう1,000万円近くなってしまうということを思いますので、それだけ投資するのが必要なのか、当然ながら、エアコン設備はないと夏場の特に今年は暑かったわけですので、この暑い中でエアコンもない状況で仕事をやってもらうというのは大変な苦勞があったんじゃないかというふうに思いますので、早く復旧させて整備をしたほうがいいふうに思いますが、その辺の考え方をちょっと説明をお願いしたいと思います。その3つお願いします。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは2点、14ページの歳入の地方交付税のまず増額についてお答えさせていただきます。

令和5年度の普通交付税の算定の結果、決定額というのが13億5,811万2,000円ということになりました。今回、この当初予算と比較をいたしまして1億1,200万円というのを補正で提案

をさせていただいておりますが、実際のところ、令和４年度の普通交付税と比較をいたしますと、令和４年度につきましては、臨時経済対策費ということで、6,500万強、追加交付がありました。その追加交付を除いた通常分と比較をしますと約6,000万ほどの増となりました。

その増の要因といたしましては、この普通交付税を計算する際の基準財政需要額、その中の個別算定経費というものの中で単位費用が増額となったこと、あと地域デジタル社会推進費が増というような要因がありまして、今回、前年度に比べまして6,000万円ほど増額となっているところでございます。

あとその増額が継続するのかなというような御質問でございますが、こちらの普通交付税につきましては、毎年国のほうというか地財計画のほうで、この普通交付税の全国の県、市区町村へ交付する、出口ベースというんですけど、額が決定されます。もちろんその額が多くなれば全体的に増えますし、そこが減れば減るというようなこともありますし、その単位費用とか係数とかも毎年国のほうで見直しをされますので、これが継続されるかどうかということとは不明でございます。

続きまして、15ページの第19款の繰越しでございます。

令和４年度決算の歳入歳出差引額と今回の補正の繰越しで2,500万円ほどの差があるという御質問でございます。

まず歳入歳出差引額につきましては4億8,722万6,000円でございます。今回のこの補正予算の繰越しにつきましては、今の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源ということで、令和４年度から令和５年度へ繰り越す財源2,424万9,000円を差し引いた額の残りが今回の補正額の元となっておりますので、翌年度へ繰り越すべき財源を引いたということで、決算とこの今回の補正と2,500万円ほどの差があるということでございます。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） それでは、福祉健康センターのエアコンの設計につきまして御説明申し上げますが、まず福祉健康センターが建ちましたのが、平成12年度から使用していますので、もうかれこれ二十三、四年たっています。

現状のエアコンのシステムはガスヒートポンプ式という、屋上にエンジン6基置いてあって、そこから6系統に分かれてエアコンが出ています。それが大体ガスヒートポンプ式、通称ガスヒーポンと呼んでいる方式ですと、車のエンジンと基本的に仕組みが一緒ですので、業者に聞くと大体10年から15年、車のエンジンでいけば10万キロ相当を経過したぐらいからやはり不調になってきますよというお話は以前からもいただいておりますが、検討しておったんですけど、なかなか結構な金額が発生するので、具体的には手がつけられていない状態でした。

今年に入りまして、本格的に1階系統がほぼ効いていない状態で室温が30度を超えている中で、健康介護の職員だとか社協の職員さんが過ごしていました。そういった中で、今回2階、

3階も耐用年数ははるかに超えているような状況になっていますので、弱ってきている部分もあります。それで全館改修ということを考えて、今回設計をお願いするという形になっております。

内容につきましては、ガスヒーポン方式から電気パッケージエアコンという、いわゆる家庭のエアコンのちょっと大きめのやつということで、個別の管理が可能になりますので、今後ランニングコストとかを考えていくと、無駄な部屋には冷暖房の空気を止めることができるとかそういったメリットもありますので、ガスヒーポンとパッケージエアコンの比較も、ただ設計がこれからなので、本当の詳しい打合せというのはできていないんですけれども、専門の設計業者さんと打合せをしている限りでは、初期投資とランニングコストを含めてパッケージのほうがいいんじゃないかという御意見をいただいておりますので、現状はパッケージのほうで設計を出す予定でおります。

以上でよろしかったですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

先ほどの交付税の件なんですけれども、政府がいわゆるマイナンバーカードの普及によって、普及率が高ければ交付税算入を加算しますよと言っておったんですね。それでどのぐらいの金額が上乘せされてきたのか、そしてそれはもうこの10月でポイントは終わってしまうんですけれども、来年の秋には保険証がマイナンバーカードに移行するということなんですけど、当分の間は今の紙ベースのを継続するという話もあるんですけれども、マイナンバーカードの普及が今後についてはその加算がされていくのかどうか、今年度限りで交付税の加算は終わってしまうのかどうか、その辺ちょっと併せてお伺いしたいのと、先ほどの福祉センターのエアコンの件なんですけれども、やっぱり部長言われるように個別対応をしていかないと、やっぱり無駄な燃料を使うとなると無駄な経費がありますので、やっぱりセントラル方式というのはこれからはやめたほうがいいというふうに思いますので、その方向でいきたいと思いますが、具体的には、いつまでに工事を完了させるとか、そして今は設計費用なんですけれども、これからの計画で、例えば工事費用、それから材料代、こういったものはいつ頃補正をしていく予定なのか、その辺のタイムスケジュールと金額がもし分かっていたらしゃれば教えてもらいたいんですけれども。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 今後のスケジュールということなんですけれども、今回、これで設計の補正を議決いただきますと、設計屋さんが決まります。決める手続に入ります。

それで、12月議会に工事費の補正予算をお願いしたいと思っておりますので、それに間に合

うように設計を完成していただく予定です。

12月の補正で御議決いただきますと、それで工事の契約に入れるわけなんですけれども、現状の想定では、議会の契約の議決が要るのを超えるぐらいの工事費が想定されておりますので、1月だとか2月に臨時議会だとか、3月定例会が早まればまたあれなんですけど、その辺りで契約の御議決をいただく必要があります。

そこから正式な発注になっていくわけなんですけれども、今問題に、電気式パッケージエアコンにしたときの一番大きな問題が、今までガスヒーポンですと、電気自体はあまりかからない、要らなかったのが、キュービクルの設備が小さい容量しかないということなんですと、今回電気式パッケージに代わりますと、動力が電気なので、大きいキュービクルは要るようです。そうしますと、現状の半導体不足の折、なかなか部品が入ってこないかなあという想定もされておりますので、うまくちょっと余裕を見て半年ぐらいの期間を取って、キュービクルを何とか確保したいなと思っております。そうしますと、部品さえ入ってくれば比較的工事は早くできるのかなと思いますので、今ほぼ動いていない1階を中心に夏前までに何とか動かさないかなと思っています。

あとただ問題なのは、1階は常時人がいるのでなかなか連続して工事ができないという問題もあります。ですので、土日土日工事になるケースもあります。そこでめどをつけましてから、2階、3階、ここは今のところ何とか効いていますので、健診のスケジュールとかその辺を調整しながら連続した期間が取れるようなスケジュールを組みまして、効率的な工事に努め、何とか来年の暖房はうまくいくのかなあというようなレベルで、暖房に関しましては、ストーブを持ち込むなりという手法がありますので、それで特に今年の冬はストーブ系で何とか乗り切りたいと思っております。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、普通交付税のマイナンバーカードの割増率についてお答えをさせていただきます。

伏屋議員さん言われましたように、令和5年度の普通交付税にはこのマイナンバーカードの交付率に応じた割増率を算定するというようなことで、令和5年度の地財計画にも増額でということ決定をされております。

このマイナンバーカードの保有枚数等々を積算しました。先ほど増額の要因のところでも御説明をさせていただきましたが、地域デジタル社会推進費というところで、この基準財政需要額に加算されていくということでございます。

前年度の地域デジタル社会推進費、前年度と今年度を比べますと、金額でいきますと1,087万円の増、率でいきますと34.6%増というようなことになっております。

あと今後の加算ということでございますが、こちらも今回令和5年度の地財計画にこの割増

率を算定するというようなことで記載はなっておるんですけど、翌年度以降まで継続するかどうかという記載は今のところございません。継続されるかどうかというのは、また国のほうで決定をされるものだと思っております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） 20ページの教育費の3項 中学校費、1目の学校管理費の中で8万8,000円、管理用器具費ということで出ているのが、通級教室に関する備品だというふうに聞いておりますが、一体どんなものを買われたのかということと、通級教室でつくっていただくときに、今後必要なものは予算措置をしていただけるという約束だったんですけども、どのような要望が出ているのかということが1つと、ちょっと関連になるんですけども、通級教室、中学校の指導をされている方というのは前年度笠小におられた方だったような気がするんですけども、笠小のほうの手当というのはきちんとできたので中学校に来られたというふうに考えていいのかどうかということですね。

笠小と笠中と両方というのはかなり厳しいかと思うんですけども、その辺の人的なことですね、また確かあの方はもう退職された方だったと思うんですけども、そういうことに対して十分な手当ができていいのかどうかということについてお伺いいたします。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えさせていただきます。

管理用器具、備品購入ですね、学校管理のほうについては、必要なロッカーとかを配置させていただく予定でございます。また、下の教育振興費ですね、これについては、通級に必要な、指導している先生が必要である最低限のものを要望されていますので、それを購入する予定でございます。以上です。

○議長（尾関俊治君） 宮川課長。

○郡教委学校教育課長（宮川浩司君） 川島議員がお話しされた小島先生につきましては、一昨年度まで本務の教員で主幹教諭ということで、特別支援については非常に見識の高い方で、郡並びに岐阜地区のほうの中核を担ってみえた先生です。退職した後も勤めていただけるということで、笠松小学校のほうの通級指導教室に尽力いただきました。

今年度については、笠松中学校のほうで新しく通級指導教室開設ということで、小島先生のお力を借りたいということで意図的に配置したものでございます。また小島先生に頼ってばかりでもいけませんので、郡のほうの教育支援委員会等で次の世代の職員が育つように努力しております。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） ５番 川島功士議員。

○５番（川島功士君） ありがとうございます。

いろんな備品についてもいろいろ手だてを取っていただいているということで、ぜひともこれから、まずは子供たちが第一番ですので、子供たちに必要な措置をぜひ取っていただきたいということと、それから教育委員会のほうもいろいろ考えていただいているというふうに思いますので、最終的に、教育というのは人の力というのが一番大きいもんだというふうに思っていますので、先ほど言われた先生というのは大変見識の高い方だというのは、私も長いお付き合いの中で十分存じ上げておりますので、ぜひそういう方のお勤めしていただいている間に、ぜひ次の世代をうまく回していけるように考えていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

第53号議案 令和５年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

第54号議案 令和５年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての質疑

を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

第55号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案 令和4年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑は、歳出から各款ごとに行います。その後、歳入全般について行い、最後に一般会計全般にわたるものについての質疑を行います。

それでは、歳出についての質疑に入ります。質疑に際しては、ページ数、項目節を述べてください。

決算書27ページ、説明資料66ページ、第1款 議会費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書27ページ、説明資料66ページからの第2款 総務費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書35ページ、説明資料78ページからの第3款 民生費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書41ページ、説明資料92ページからの第4款 衛生費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 1点だけ、すみません。

いろいろ聞いたんですが、勉強会にちゃんと行きまして聞いたんですが、93ページにある不妊治療延べ人数が230人ということで、非常に増えているというふうに思うんですけど、全国的に見ても、何か出生者の中の1割ぐらいがそういう形で生まれてくる赤ちゃんであるというようなニュースを聞いた覚えがあるんですけども、笠松町においてはどれぐらいの割合なんでしょうか。出生率に対して、そういう不妊治療を受けた方の出産の割合というのは分かるんでしょうか。

現実こういう制度を設けて、笠松町としては出生される方が、それで出生していく方というのは現実には増えているのでしょうか。その辺のことについて分かれば教えてください。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 不妊治療による実績はというようなお話なんですけれども、出生された方につきましては、こちらに記載のとおりで令和4年度中の出生者数は、特定不妊治療といって顕微鏡とかを使ってする治療のほうで1名と、それから普通の一般不妊治療という人工授精で、この年はたまたまゼロだったんですけども、今までですと1人とか2人とかいう実績はございまして、大体年間の出生数が200弱ぐらいですので、割合的には200分の2とかになるのかなというふうに推定されます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） すみません。勉強会になかなか出席できなかったんですが、決算資料の94ページ、95ページに予防費として新型コロナウイルス対策の事業とか接種事業、大変多くの予算が国のほうからこうして回ってきて町長さんに、いつも町長さんが大きな会合やらそうい

うところで、笠松町は大変接種もスムーズにいった、令和4年度はよかったよかったという話は聞いています。

そんなふうで、私自身も6回まで済んで、昨日たまたま7回目の接種券が発送されて届いております。そんなふうで、また今国会のほうでも5類になってから、また来年度は有料化されるんじゃないかというようなことで、町民の方から、無料はなかなかいつまでも続くもんじゃないというようなことを思っていますので、この令和4年度を顧みて、町長さん、この医師会との意思の疎通とか、またお願いとか看護師さんの確保、大変この令和4年度を含めて3年間というのは本当に我々もびくびくして、自分としては1回も感染しなくてよかったかなあと思っていますし、家族はかかった者がたくさんおりますけれども、そんなふうで、今後來年に向けて、これは令和4年度はこのぐらいに済んできたわけですが、まだまだ気を緩めることもできんと思いますので、来年度に向けてまた予算措置する場が出てくるとと思いますが、来年度の今の心構えというようなこととか、もし町長さんありましたら聞かせいただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

これまでコロナが日本に来てから3年半以上たったわけではありますが、笠松町においても本当に人口割にすると、県内の町村では最悪のときはワースト1位、2位という非常にたくさんの感染者の方が出たわけであります。

こうした中、ワクチン接種が始まったんですが、この笠松町、幸いなことに松波総合病院をはじめ非常に医師会の皆さんがワクチン接種に対して協力的であり、またスピード感を持ってやれというふうに医師会のほうからも提言いただいて、県下初の集団接種を開いたり、あるいは医師会と協力して啓発活動をされ、当初は大変、特に高齢者を中心に接種率が伸びたという効果もあり、5類に落ちる最後のほうの人口割で見ますと、県内42市町村のうち真ん中ぐらいまで何とか状況が落ち着いたということで、大変ありがたいと思っております。

今後のコロナのワクチンについては、国のほうの方向がどうなるか、今のところ分かっておりませんが、ただ最近、またコロナ感染者、非常に増えているという話も聞いておりますし、実際私の周りでも感染している人が何人もいらっしゃいます。5類に下げたからといってコロナウイルスが我々の前から消えたわけではなく、むしろ最近、新たな変異株が出ているというニュースも出てきます。

コロナとの付き合い方、これは今までどおりマスクとか手洗い、積極的には今表立っては勧奨はしていませんが、またワクチンにつきましてもいろんな考え方があって、なかなか難しいところではありますが、それぞれが今度は自己防衛ということで、しっかりと感染対策をしていただく、そういった啓発というのはやっぱり折を見て継続していかなきゃいけませんし、また

最近、もう一つインフルエンザも非常に歴史的な流行という表現をされる専門家の方もいらっしゃるし、これから冬場にかけて、さらに増えるんじゃないかということもありますので、やはりそういった健康管理、この笠松町、「ちょいスポ健康宣言！」ということで健康づくりのまちをまちづくりの方針の一つに掲げておりますので、我々町としまして、折を見て皆さんに感染予防、健康づくり、そういったことを呼びかけていきたいと思いますので、どうか議員の皆様方もそういった地域に帰られたら、町民の皆さんにまずはしっかりと油断することなく感染しないように気をつけましょうという呼びかけをお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

目に見えるウイルスじゃありませんし、我々も気をつけていかなきゃならんし、特に笠松町、高齢化率も高いんですね。やっぱり65歳以上の方や疾患のある方は、大変感染する度合いも多いと思いますので、町長さん、今月末からまた接種が始まります。そんなふうでまた福祉課のほうも町民にしっかりとPRしていただいて、少しでも住みよいまちに、また予算づけもやっぱりある程度金を出すときはまた出てくると思いますし、それは来年また全部が無料ということとはできないんじゃないかなあと私たちは思っていますので、そこら辺、的確にまた判断していただいて、よろしくをお願いしたいと思って要望としてお話ししておきます。よろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書43ページ、説明資料102ページからの第5款 農林水産業費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 資料のほうの104ページ、105ページのほうの有害鳥獣捕獲事業ということで、箱わな貸出件数が48件で処理件数がヌートリア3頭、アライグマ6頭ということになっているわけなんですけれども、このわなを貸出ししていただくのに自分で取りに行っても自分で仕掛けなきゃいけないということがあって、高齢者の方だと、例えば車を持っていなかった方というのは、これなかなか自分でできないですね。

たまたま私の地区の方に御依頼を受けてお願いに行ったら、自分でやらないかと言われてもんで、私の名前で借りて設置させていただいたんですけれども、この辺のところというのは、高齢者の例えば独居の世帯であったり何かというのは、地域の方だとか町内会長と連帯すると

か何かそういう手当てというか対応策というのは考えることはできないでしょうか。すみません、お願いします。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、有害鳥獣の貸出しの件で御回答させていただきます。

原則としましては、取りに来ていただく。なぜかと申しますと、御自宅の敷地に設置をしていただくということもありますので、原則的には借りたい方に申請をしていただいて役場のほうに取りに来ていただくという方法を現在も取らせていただいておりますが、やはり川島議員さん言われましたように、車もない、高齢で取りにくることができないという方につきましては、ひとまずは御家族とか町内の方をお願いをしたいと思っておりますが、町としましては臨機応変にできるような方法で検討はさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

私がお願いされた方も御高齢で、独居の方で隣との家の間にアライグマが来たという御依頼で、結局捕まらなかったんですけれども、そのうち逃げていったんですけれども、御老人の方だと襲われるという言い方は悪いですけれども、手当てが悪いとなかなか闘うということも当然できないですし、ぜひそういう柔軟な対応で安全・安心を担保していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

採決の途中ですが、この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

決算書45ページ、説明資料104ページからの第6款 商工費についての質疑を許します。
ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書47ページ、説明資料106ページからの第7款 土木費についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書49ページ、説明資料112ページ、第8款 消防費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書51ページ、説明資料112ページからの第9款 教育費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。ないですか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書57ページ、説明資料124ページ、第10款 公債費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書57ページ、説明資料126ページ、第11款 諸支出金についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

決算書59ページ、説明資料126ページ、第12款 予備費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、次に参ります。

次に、歳入全般についての質疑を行います。

決算書11ページ、説明資料44ページからです。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、一般会計全般にわたるものについての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） まず資料の100ページの塵芥処理費の中のごみ減量化推進補助金ということで、ダンボールコンポストが188基ということでだんだん増えてきたなあというふうに、高いところで推移しているなというふうに思うんですけども、やっている方というか御家庭というのは、世帯数として増えているんでしょうか、どういうふうなんでしょうか。始めた方

とやめた方というのも当然あると思うんですけども。

それから、やられている方の御意見というのはどのように聴取というカリターンされているのかということ。それから一生懸命、羽島環境の会の方にお手伝いしていただいてもらっていると思うんですけども、その団体からの要望というかお願いというのはどのように受け止められているのかということについてお聞きいたします。

それから、113ページの消防費の中で、はしご車が羽島市と共同でということになったと思うんですけども、これは幾らぐらいをいただいているのかということと、それから出動はあるのか、それらが出動するときというのは、向こうから人が来ると余分な時間がかかるんで、当然こちらから出かけると思うんですけども、運用自体は向こうの署員がやられるのかどういふふうになっているのかということについてちょっとお聞きしたいと思います。

あと一点、119ページの教育振興費の中で笠松中学校教育振興事業ということで、修学旅行等キャンセル料補助金というのが3万1,000円というのが出ていたんですけども、こういうものというのは、例えばほかの宿泊研修とかそういうことに関しては何か手当というのが町としてあるのでしょうかということです。

というのは、今年の郡上研修のときですかね、台風とちょうど重なって、行くか行かないかという最終決定を当日の朝7時頃受けたと。行かないと思っていたら行くということになって、向こうへ行ったら警報が出て、もう何もやらないうちにお昼頃に帰ってきちゃったと。最終的にいろいろ聞いてみると、キャンセル料が発生してしまうので、やるのかやらないのかというのがなかなか決められなかったというのも決断が遅れた理由の一つだというふうに、直接確認したわけではないんですけども、そういう話も流れてきました。

もしそういうことであるなら、まず第一に考えるべきことは、もちろんやるということは大事なことなんですけれども、教員の方や児童・生徒の安全というのが一番大事だろうというふうに思います。もちろんキャンセル料を親が負担するというのは、それは大変だとは思いますが、安全のためにそういう担保というか、ことというのは笠松町としては考えられないのかということについて、関連になりますけれども質問させていただきます。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

決算認定資料の113ページの常備消防事務事業についての御質問でございますが、屈折はしご車消防自動車運用委託に係る負担金といたしまして、羽島市より428万1,000円を羽島の広域連合のほうの収入で受けております。

それで出動実績でございますが、令和4年度は1件ございました。応援の方法につきましては、羽島郡広域連合消防本部内の消防業務に支障のない範囲において羽島市の消防本部管内の応援を行い、この場合の活動の指揮につきましては、羽島市の現場最高責任者が行うというこ

とになっております。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは100ページの塵芥処理費の中のごみ減量化推進補助金のダンボールコンポストの関係でございます。

やっている世帯数ということでまず御質問がありましたが、世帯数については現在把握をしておりません。あとやられている方の御意見ということでございます。実は令和2年度、その1年間だけでありますけど、補助率を70%から90%に上げて、そのときの利用された方というのはかなり多くございました。そのときの終わった後にアンケートを取っております。意外に簡単にできるんじゃないかという方もいれば、その逆の意見の方もいろいろお見えになりました。ということで、そのとき以来、御意見というのは直接は伺っておりません。

あと環境の会からのということでございますが、一応、羽島環境の会さんいろいろ事業をやられております。うちのほうの環境経済課がその窓口というふうになっておりますので、環境の会の方と職員等といろいろと連携を取りながら今後も進めていきたいと、今も進めているところですけど、いろいろと御要望も聞きながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えさせていただきます。

修学旅行を含め、校外学習の関係については、それに伴うキャンセル料等の補助金要綱に基づいて、該当があればキャンセル料の全額あるいは半額とかいう格好の規定に基づいて支給をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

ダンボールコンポストの件なんですけれども、私もずっともう丸1年以上させていただいておって、プランターの作物が非常に元気に、今年から元肥と追肥と両方ダンボールコンポストでできたものを利用させてもらっていますけれども、本当に以前に比べて元気に、今ちょうどオクラがたくさん取れる時期なんですけれども、ちょっと取り過ぎて家族だけでは食べきれないぐらいの状況になっております。

そういうことで、もともとダンボールコンポストを羽島環境の会でやっていただくという流れの中で、いろいろ私も絡んで羽島環境の会さんの中でやっていただくようなシステムをつくっていただいたときにちょっと関わらせていただいたんですけれども、ぜひとも一生懸命やっていただく団体の方が、何で私らこんなことをやらんならんやろうと思わなくてもいいような、しっかりとした連携を取っていただきたいというお願いをさせていただいております。

それからはしご車の件は、当然向こうへ行けば向こうの指揮下に入るとするのは当たり前だ

と思うんですけれども、例えば、同時というか両方で必要な場合というのはどうなるんでしょうかね。例えば広域の大きな災害になると、羽島市でも当然必要になってくるでしょうし、笠松町でも必要になってくるという、例えば大災害だと羽島市と笠松町、地震なんかで考えてもそうですし、必要になってくるときというのはどのような考え方でやられるのかということですね。早い者勝ちなのか、発生したものの順なのかということも含めて、当然そういうことなのかもしれませんけど、どういうふうになっていますかね。

キャンセル料については、例えば宿泊とかそういうことに関しては、申請があれば町のほうで補助金の規定に従って支払っていただけるということなんですか。その辺のところは、もしそういうことがあるのであれば、例えば教育委員会であつたり学校にそういうことをちゃんと通達とかお願いとかお知らせをしていないと、台風が来ているのにキャンセルするかしないかということで、当日の朝まで行くか行かないかというのを迷われて、それで行ったら今度警報が来たのでやっぱり帰ってきて全部できなかったの、後日穴埋めで何かをこちに人を呼んでやったり、これはできなかったのやめたりとか、3つやる内容があつたみたいなんですけれども、その最初のやつで全部終わって、残りの2つがやれずじまいでということだったらしいもので、せっかくやるのであれば、例えば今回の場合は台風だったので、事前に経路であつたりいつ頃というのは察知できる状況ですよ、地震とは違いますので。ということであれば、もうちょっとそういう判断基準というのも学校側としてきちんと保護者の方に示される必要があつたのではないかなあと。

それから、もしそうであるなら、例えば台風が本当に来るということが分かっているのであれば延期をすとかという判断というのは、もちろんそれは宿泊先の準備であつたり、相手先の講習の人の手当てであつたりというのは大変だと思うんですけれども、そういうことというのは、判断とか延期ということに対して考えというのは及ばなかったのかということですね。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

はしご車を同時に必要となった場合の取扱いでございますが、一応、羽島市との取決めの中で、応援の方法は、先ほど言いましたように羽島郡広域連合消防本部管内の消防業務に支障のない範囲において応援するということになっています。

ですけど同時に必要となった場合ということもあると思いますが、その場合は、消防総合応援協定を岐阜市、羽島市と結んでおりますのでそちらに応援をお願いするということになるかと思います。

失礼いたしました。岐阜市、各務原市と応援協定を結んでおりました。すみません、訂正させていただきます。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えさせていただきます。

キャンセル料については、学校と町ということで申請をしていただいて対応をさせていただいている状況で、直接保護者とやっているわけではありませんので、よろしくお願いします。

それは学校とのやり取りでやっているということで、開催するかしないか、延期するかしないかというのは、あくまでも学校側がどの段階でどうということになりますので、町側としてやめなさいという部分にはいかないですけど、今回の学校については、いろいろ学校でも台風の影響でということで四苦八苦はされたと思うんですけども、最終段階では連絡不足というのも決定の段階でいろいろあったと思いますけど、今後できるだけ早くの判断をするような格好も検討していただくような格好になるのかなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） 宮川学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（宮川浩司君） 今回の件は、郡上研修のことだと思いますので、私も指導の関係で一緒に関わった部分なんでお伝えさせていただきます。

今回については、今まではコロナ禍ということで移動さえさせればキャンセル料は発生していませんでした。たまたま今回、線状降水帯が来る可能性があるというのが分かったのは3日ほど前だったんですけども、旅行社のほうに確認したら、コロナが5類になったという関係で、もう10日以上前にキャンセルをしない限りは65%以上保護者に負担してもらいますということ並びに今回延期した場合については3日や1週間後ではなくて1か月以上の真夏日のその状況で同じ活動をするということがありましたので、我々としてもキャンセルしたほうがいいのではないかという思いと、もう一つは納得できる説明といったときで、7時というのは警報発令時の教育活動を進めるか進めないかというものの判断の基準で、午前7時の時点で警報が発令されていない場合についてはやりますというふうになら、そういう基準になってしまいました。

今後については、教育委員会として学校のほうに指導を行ったものとして、そういったものについては契約の段階からいついつまでにとということや、旅行社のほうもやはりそれ相応の契約でやっておりますので、そういったことの責任を持ってもらうようにというふうに指導させていただいたところでございます。

いずれにしても、子供たちのせつかく楽しみにしていたことですので、いいふうな活動になるようにこれからも指導してまいりますのでよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

はしご車の件は了解いたしました。近隣の市町と協力して、ぜひ、当然今度は羽島郡のほう

が応援に来ていただくということもあると思いますので、ぜひ仲よくやっていただきたいというふうに思っております。

キャンセルの話なんですけれども、確かに明記してある規則というか決まりというのはそうかもしれません。がしかし、もう既に今の段階ですと、例えばかなり綿密に気象の予報というのは当たるようになってきましたし、碁盤の目のように仕切って、細かい範囲でもきちんと気象予報が出るようになってまいりました。特に台風というのは非常に確率が高く、もう直前であれば分かると思いますので、子供たちが楽しみにしておってやるべきことというのは大事かと思っておりますけれども、一番大事なのはやっぱり安全ということだと思います。

そのことを前提に、ぜひ判断をしていただいてやっていただきたい。もし帰りにもう警報が発生した状態の中をバスで帰ってくると、ひょっとすると警報で大雨になるとバスが遅れるかも、通行止めになるかもしれないという情報もあったというふうに聞いております。そういう前提で出発したということは、やっぱりそれは問題があったというふうに思わざるを得ません。やっぱり帰ってくるまでのことを考えて、行くのか行かないのかというような、7時の時点ということではなしに、行っている間全体を加味して考えるというふうにぜひ今後は対応していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうかね。よろしくお願いします。

それから先ほど言いましたように、もちろん保護者と笠松町との関係があるわけではありません。学校と笠松町の関係だと思います。そういうキャンセル料というのは、例えば今回の費用にかかるものの65%とか何%とかかかると今言われたと思うんですけれども、そのことに対する補助金というのはそういうことに使えることじゃないんですか。何か別のことのキャンセル料なんですか。

例えば、幾らぐらいの割合で出るのかちょっと僕分かりませんが、たとえ少しでも出るのであれば、キャンセルを子供の安全のために早く出せるということになるなら、子供の安全を考えるとそういうことの措置というのは必要だろうと思うんですけれども、その辺のことはどういうふうになっていますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） キャンセルの話は、これは私の推測ですけど、多分学校側さんも少しそういうことをちゅうちょされた部分も発生するということなんですけど、今後、例えばどうしても迷われるときは、早い段階に我々のほうに、行政のほうにちょっと中止を今検討しているんだけどキャンセル料のほうを何とか協力してもらえないかと、これ項目に校長が認めるときにはキャンセル料の補填はできるというような条項があるみたいなので、それは事前にやっていただければいいし、今回そういったところでもう少し連携を事前にしっかりしていればよかったと思います。

これは教訓として、今後迷われたら、教育委員会のほうも校長先生のほうも相談していただ

くか、またキャンセルした後でもちょっと親御さんの負担が多いといえ、我々のほうもそんな、規則で決まっているからということはいわずに柔軟に対応させていただきますので、要はそこが問題で、子供の安全に関してはしゃくし定規にやらずに柔軟に対応して、何はともあれ安全と、あとは保護者の過度の負担は軽減するようには努めていきたいと思っていますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

ありませんか。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） 第56議案 令和4年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

昨年はコロナ禍における感染対策の継続、町民の生活支援など安心・安全の確保をしつつ、今後のまちづくりの展望を見据えた新たな取組が実施されました。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、高齢者や基礎疾患を有する方を優先した集団接種を医師会等と連携して適切な時期に実施するとともに、高齢者の接種会場への移動手段を確保するためのタクシークーポン発行、接種しやすい体制整備が築かれ、オミクロン株ワクチンの65歳以上接種率は75%を超え、コロナ禍の中にありながら町民が安心して日常生活や社会活動を過ごすことに寄与されました。

また国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金、子育て世帯、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金をはじめ、町単独の原油価格、物価高騰対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全世帯を対象とした商工会クーポン事業や水道料金の基本料免除を実施するとともに、小・中学校の給食費無償化や未就学児や小・中学校、高校へ新入学をする子を有する子育て家庭への支援金など各家庭の実情に合わせた生活支援が多く実施されたことは高く評価します。

そのほか、児童・生徒がまちづくりに対する課題や解決策を検討し、行政に提言するかさま

つ子どもまちづくり事業、笠松中学校の生徒たちの意見を取り入れ検討されたトイレが整備されるなど、新たなまちづくり手法が導入されております。

さらに笠松みなと公園を中心としたまちづくりのための社会実験、笠松みなトライの実施、中学生の新たな体験交流先となる北海道新ひだか町への事前視察、長年の懸案であった米野52号線坂路改修に向けた整備なども実施されました。

決算額を見ますと、令和4年度の当町の歳出では、公債費が増加となり約6億円を支出し、経常収支比率も昨年度より3.5ポイント上昇の89.7%と依然高い状況にあります。

一方歳入では、自主財源の大部分を占める町税全体で前年度比2.1%増の5,900万円の増となるとともに、かさまつ応援寄附金をはじめとする寄附金も1,600万円の増と、自主財源は10.4%の増となり、財政調整基金残高が2億4,000万円増の9億2,500万円、基金全体で5億9,000万円増加し、将来負担比率が12.6ポイント減少するなど健全化判断の数値も改善されました。

こうした財政事情の中、コロナ対策をはじめ、喫緊の行政課題に対して適切に各事業が実施され、いずれも使途目的に沿った事業を行っていると考えられますので、令和4年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第56号議案は原案のとおり認定することに決しました。

質疑・採決の途中ですが、この際、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第57号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第58号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第59号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 1 時32分

